

つくば市監査公表第1号

平成30年1月5日

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第1項及び第4項に規定する監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

第2 監査の対象

〔財務部〕

財政課，管財課，公共施設マネジメント推進室，納税課，市民税課，
資産税課

〔出先機関〕

つくばイノベーションプラザ，消費生活センター，松代交流センター，春日交流センター，竹園交流センター，吾妻交流センター，竹園西児童館，吾妻西児童館，竹園東児童館，吾妻東児童館，松代児童館，竹園保育所，吾妻保育所，松代保育所，中央図書館

〔教育機関〕

手代木南幼稚園，竹園東幼稚園，吾妻幼稚園，竹園西幼稚園，松代幼稚園，葛城小学校，柳橋小学校，手代木南小学校，松代小学校，吾妻小学校，竹園東小学校，竹園西小学校，竹園東中学校，吾妻中学校，春日学園義務教育学校

第3 監査の期間及び実施場所

平成29年8月23日から平成29年12月25日まで

庁内，各出先機関及び教育機関

第4 監査の範囲

平成29年4月1日から監査委員監査執行日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

第5 監査方法

財務に関する事務が関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか，また事務，事業等が効率的・効果的に執行されているかなどについて実施した。

監査に当たっては，抽出により関係書類等を検査するとともに，必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

また，つくば市予算及び決算が適用されるいわゆる「公金」ではないが，業務の関係上，職員がやむを得ず出納保管している「公金外現金」があることから，その事務が適正に執行されるよう公金外現金の取扱いについても監査の対象とし

た。

第6 監査の主な着眼点

1 歳入関係

- (1) 調定の時期，手続等は適正か。
- (2) 納入の通知は適正に行われているか。
- (3) 領収証書綴，現金出納簿の取扱いは適正に行われているか。

2 歳出関係

- (1) 違法，不当，不経済な支出はないか。
- (2) 流用等の時期，手続は適正か。
- (3) 支払時期，相手方は適正か。
- (4) 支出の特例による支払方法（資金前渡，概算払等）及び精算等の手続は適時，適正に行われているか。
- (5) 旅費計算は適正か。
- (6) 物品の不要不急の購入はないか。

3 契約関係

- (1) 関係法令等に基づき処理されているか。
- (2) 契約発注及び契約変更の時期は適切か。
- (3) 随意契約の場合，その理由は適正か。
- (4) 議会の議決を要する契約について，議決前に着手しているものはないか。
- (5) 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
- (6) 履行期限は守られているか。また，完了報告の時期は適正か。

4 人事管理

- (1) 職員の休暇，職務免除等の手続きは適正か。
- (2) 職員の時間外等の勤務管理は適切か。
- (3) 臨時職員や嘱託員の任用は適切に行われているか。
- (4) 臨時職員や嘱託員の通勤手当の算定に間違いはないか。
- (5) 臨時職員や嘱託員の給与の支給内容及び支給日は適正か。

第7 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業の執行については，注意事項（特に注意を要すると認められるもの）や要望事項（事務事業等で改善する必要があると認められるもの）を除き，おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象機関に口頭指導をしたので記述を省略した。

各対象機関における個別の監査結果、所見、注意事項及び要望事項は、以下のとおりである。

[財務部]

[財政課]

特に指摘事項はない。

[管財課] (注意事項 3 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

- ・公開用のファイル基準表において、個人名・住所が表示されているのが見受けられた。今後は個人情報の保護を徹底されたい。

- ・つくば市シルバー人材センターとの特定随意契約（地方自治法施行令第16条の2第1項第3号）について、つくば市契約規則第26条の2に基づく公表が行われていないものが見受けられた。今後は規則を遵守し適正な事務の執行に努められたい。

- ・本年度購入した備品の一部について、つくば市物品規則第21条に基づく備品台帳の整備が漏れていたため、過年度に購入したものについても現品と台帳の突合を実施されたい。また、台帳価格については、規則第6条に基づき搬入費と設置費を含めた購入価格で登録を実施されたい。今後は備品管理を統括する部署として備品の取扱いに関する知識を深め、適正な事務の執行に努められたい。

[公共施設マネジメント推進室]

特に指摘事項はない。

[納税課]

特に指摘事項はない。

[市民税課]

特に指摘事項はない。

[資産税課] (注意事項 1 件, 要望事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

(要望事項)

嘱託員の通勤届において、通勤距離が実際よりも過大に届出されているものが見受けられた。今後は新規に雇用する時点で、電子地図等を用いて一般に利用し得る最短の経路等の確認を行うなど、適正な事務の執行に努められたい。

[出先機関]

[つくばイノベーションプラザ]

特に指摘事項はない。

[消費生活センター]

特に指摘事項はない。

[松代交流センター]

特に指摘事項はない。

[春日交流センター]

特に指摘事項はない。

[竹園交流センター]

特に指摘事項はない。

[吾妻交流センター]

特に指摘事項はない。

〔竹園西児童館〕（注意事項1件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

公金外現金の取扱いについて、行事収支簿に記載されている差引額と手持ち現金の額に不一致が見受けられ、通帳と現金による二重管理を行っていた。今後は、通帳管理に一元化し会計事務の正確性向上と透明化を図るとともに、残金の繰越に関するルールを定め多額な繰越金の発生防止に努められたい。また、現在所有している繰越金については、保護者及び主管課と協議を行い、使途について検討を図られたい。

〔吾妻西児童館〕（注意事項2件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

年次休暇願において、残日数の記載に誤りが見受けられた。

また、公金外現金の取扱いにおいて、収支報告書の前年度繰越金の記載に誤りが見受けられた。

今後は適正な事務の執行に努められたい。

〔竹園東児童館〕

特に指摘事項はない。

〔吾妻東児童館〕

特に指摘事項はない。

〔松代児童館〕（注意事項1件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

年次休暇願において、残日数の記載に誤りが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

〔竹園保育所〕

特に指摘事項はない。

〔吾妻保育所〕

特に指摘事項はない。

〔松代保育所〕

特に指摘事項はない。

〔中央図書館〕（注意事項 1 件，要望事項 1 件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

アルスホール使用料の入金において、おおむね10日に1回の頻度で行われていた。今後はつくば市会計規則第15条第2項の規定に基づいた適正な事務の執行に努められたい。

（要望事項）

非常勤職員である図書館専門員の雇用について、前年度末に被雇用者全員に面接を実施し、勤務状況や継続雇用希望等の確認により採用手続きを行っていた。今後は公平性・透明性を高める意味で、公募方式の導入を検討されたい。

〔教育機関〕

〔手代木南幼稚園〕

特に指摘事項はない。

〔竹園東幼稚園〕

特に指摘事項はない。

〔吾妻幼稚園〕

特に指摘事項はない。

〔竹園西幼稚園〕（要望事項 1 件）

特に指摘事項はない。

(要望事項)

文書起案事務とファイリング事務において、基本的知識が習得されていない様子が見受けられた。今後は総務課及び主管課による研修の機会を設けるなど知識の向上を図りたい。

[松代幼稚園]

特に指摘事項はない。

[葛城小学校]

特に指摘事項はない。

[柳橋小学校]

特に指摘事項はない。

[手代木南小学校] (注意事項 1 件, 要望事項 1 件, 所管課に対する要望事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

(要望事項)

予備調査において、監査の受検態勢が整っていなかった。今後は、行事予定について漏れなく職員会議で諮るなど情報の共有化を徹底されたい。

(所管課に対する要望事項)

該当する教育機関に対して、予備調査及び本監査執行の前日に再度周知し、万全の態勢で監査に臨むよう指導されたい。

[松代小学校]

特に指摘事項はない。

[吾妻小学校]

特に指摘事項はない。

〔竹園東小学校〕

特に指摘事項はない。

〔竹園西小学校〕

特に指摘事項はない。

〔竹園東中学校〕

特に指摘事項はない。

〔吾妻中学校〕

特に指摘事項はない。

〔春日学園義務教育学校〕

特に指摘事項はない。